

大津市議会の議会改革

平成

21

防災対策推進条例を制定

22

議長交際費をホームページで公開

一問一答・分割質問方式を導入

23

議員定数を削減 40人 ↓ 38人

政務活動費に関する議長の是正命令権を規定

政策検討会議を制度化

龍谷大学とパートナーシップ協定を締結

議員政治倫理条例を制定

傍聴人規則を改正・委員会等傍聴規程を制定

予算決算常任委員会を設置

いじめ防止条例を制定

通年議会を導入

立命館大学とパートナーシップ協定を締結

会議規則を条例化

議員の個別賛否を表示する電子採決を導入

議会BCP（業務継続計画）を策定

同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科とパートナーシップ協定を締結

タブレット端末を導入

災害等対策基本条例を制定

議会基本条例を制定

大津市議会局フェイスブックを開設

予算常任委員会・決算常任委員会を設置

政務活動費の収支関連書類をホームページに全面公開

大津市議会ミッションロードマップを開始

がん対策推進条例を制定

龍谷大学図書館・市立図書館と連携

議長立候補制・所信表明・議長記者会見を実施

議決事件を拡大

議会意思決定条例を制定

大津市議会YouTubeチャンネルを開設

女子学生議会を開催

議会活動の評価制度を構築

議員選出の監査委員の廃止

30

草津市議会との連携協力に関する協定を締結

議会における行政評価の導入

政策検討会議とは・・・

政策立案を目標に、議員間討議や具体的な調査・研究を行う会議で、交渉会派（3人以上所属の会派）から提案のあったもののうち、議会運営委員会で賛同が得られた場合に設置されます。

議会ミッションロードマップとは・・・

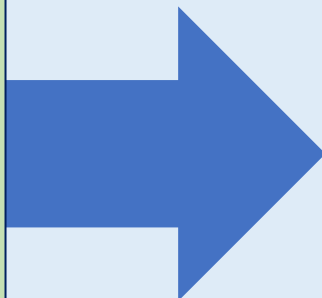
議員任期4年間で議会として取り組むべき項目をあらかじめ設定した上で、市民の皆さんに公表し、計画的に進めていく議会版の実行計画です。

大津市議会ミッションロードマップ				
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
政策立案	がん対策推進条例	(仮)土地利用基本条例		
	議決事件の検証			
		議会における行政評価		
	若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり			
議会改革	専門的知見を有する職能団体との連携強化			
	議員選出の立候補制と所信表明の導入 議長記者会見の実施		政務活動費における住民制のあり方検討	
		議会活動の評価制度の構築		
	議会図書館の充実			

大津市議会の議会改革

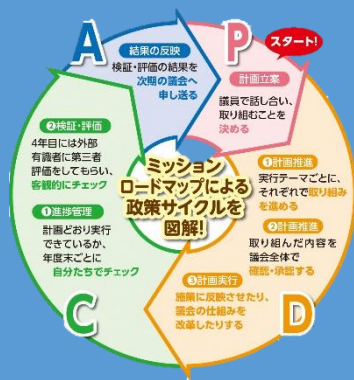
令和

1	2	3	4	5	6
大津市議会ミッションロードマップ2019を始動	市政課題広聴会を設置	感染症に係る議会BCPの改定(令和4年9月まで5回改訂) オンライン委員会の運用開始	議場傍聴席へ聴覚障害者用モニターを設置 議員提案条例や議会からの提言内容の検証手法を構築	大津市議会広報広聴ビジョンの策定 高校生と主権者教育に係る動画を作成 大津市議会広報広聴ビジョンアクションプランの策定	各種団体等との意見交換会のルールを策定 大津市議会委員会YouTubeチャンネルを開設 議長立候補制を廃止し会派推薦制に変更 オンライン一般質問の制度を構築 おおつ市議会だよりのリニューアル
			大津市議会ミッションロードマップ2023を始動		
			歯と口腔の健康づくりに係る提言書を執行部へ提出 公文書管理のあり方に係る提言書を執行部へ提出 若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくりの最終報告 ホームページのリニューアル		



議会ミッションロードマップとは・・・

議員任期4年間で議会として取り組むべき項目をあらかじめ設定した上で、市民の皆さんに公表し、計画的に進めていく議会版の実行計画です。



議会ミッションロードマップ2019

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
政策立案	公文書管理のあり方			
	歯と口腔の健康づくり			
議会改革	若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり			
	広報のあり方検証			
	議員提案条例や議会からの提言内容の検証手法構築			
	政策形成過程における市民意見の反映			
	委員会インターネット中継導入、聴覚障害者用モニターの設置			
	議会活動評価制度の見直し			
			議会活動評価	議会活動評価

議会ミッションロードマップ2023

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ミッションロードマップの在り方の検証及び策定	大津市議会におけるこれまでの議会改革の取組の検証 (議長立候補制、議会基本条例、大津とのパートナーシップ協定等)			
	3年目以降の実行テーマ選定			
	当該年度において議会として取り組むべきテーマ			

※令和7年度以降の実行テーマについては、内容に応じて、その都度議論する主体を定めます。